解散公告

当社は、平成二十六年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

福岡県筑紫野市紫四丁目六番一五号

有限会社ライフケアあけぼの

清算人　丸山　恵子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の臨時株主総会により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

長崎県佐世保市比良町五番五号

株式会社興東

代表清算人　松尾　義弘

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

宮崎県延岡市北川町川内名七二五〇番地

一般社団法人北川町畜産公社

代表清算人　小野　貢

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

沖縄県那覇市古波蔵四丁目一三番一六号

金城アパート二〇五号室

株式会社鉢嶺材木店

代表清算人　鉢嶺　元慶

解散公告

当組合は、平成二十六年四月二十四日開催の定時総会の決議並びに平成二十六年六月十二日到達の熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

熊本県上益城郡山都町御所四八五七番地

御所生産森林組合

清算人　山本　雄次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年六月二十七日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

東京都千代田区外神田五丁目二番二号株式会社都市空間研究所内

北戸田駅東一街区市街地再開発組合

清算人　傳田　俊雄

清算人　熊木　利光

清算人　株式会社市ヶ谷組

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

愛知県岡崎市桑原町字稲場五〇番地

宗教法人正観寺

清算人　織田　行雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年五月二十八日開催の臨時大会の決議により平成二十六年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十五日

愛知県碧南市浜町一番地

ジェイ・エイ・エム日本金属工業労働組合

清算人　堀　康宏

第六十六期決算公告

（平成二十六年三月三十一日現在）

単位・千円

貸借対照表

資産の部

流動資産	二、三九八、三三五
固定資産	七六五、三五九
合計	三、一六三、六九四

負債及び純資産の部

流動負債	一、五三六、二六一
固定負債	六八二、一四六
株主資本	九四五、二八六
資本金	五〇〇、〇〇〇
利益剰余金	八九五、二八六
利益準備金	一二、五〇〇
その他利益剰余金	八八二、七八六
（うち当期純利益）	（六〇、九二四）
合計	三、一六三、六九四

平成二十六年六月十二日

東京都港区西麻布三丁目二番一〇号

永興電機工業株式会社

第八期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	四七、六八四
固定資産	一〇〇、〇〇〇
合計	一四七、六八四

負債及び正味財産の部

流動負債	一、四一一
指定正味財産	一〇〇、〇〇〇
一般正味財産	四六、二七三
合計	一四七、六八四

平成二十六年六月二十五日

東京都千代田区神田神保町三丁目一二番地三

公益財団法人文字・活字文化推進機構

理事長　肥田美代子

第八十九期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	一、九七二、〇〇四
固定資産	三九二、〇七九
有形固定資産	三六五、二一四
無形固定資産	一、九四五
投資その他の資産	二四、九二〇
資産合計	二、三六四、〇八三

負債及び純資産の部

流動負債	七三五、一五八
固定負債	一九九、九二八
株主資本	一、四二七、六七一
資本金	三九〇、三〇〇
利益剰余金	一、〇三七、三七一
利益準備金	七三、九一七
その他利益剰余金	九六三、四五四
（うち当期純利益）	（四、七六〇）
評価・換算差額等	一、三二六
その他有価有価証券評価差額金	一、三二六
負債及び純資産合計	二、三六四、〇八三

平成二十六年六月二十四日

静岡県駿東郡長泉町下土狩八四〇番地

株式会社不二精機製造所

代表取締役社長　相蘇　信幸

配当公告

群馬県伊勢崎市三光町一一番一九号

破産者　有限会社小杉材木店

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十五年（フ）第一五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五六、一五四、八一三円

一、配当することのできる金額

金一二、四九五、五七七円

平成二十六年七月十五日

群馬県伊勢崎市昭和町三八〇一―三　柴田法律事務所

破産管財人　弁護士　柴田　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩内郡岩内町字相生一四五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　増田　律雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日

北海道岩内郡岩内町字万代三番地九　中央ビル三階　岩内ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古宮　靖子